

議会基本条例の検証結果について

1. 経緯

加西市議会では、平成 22 年 6 月に議会基本条例を制定し、4 年後の平成 26 年度に初めて条例の検証を行うとともに、その検証結果に基づき平成 26 年 12 月定例会で条例の一部を改正しました。

そして、議会基本条例第 22 条の規定に基づき、平成 27 年の一般選挙から任期 3 年を経過した平成 30 年度に、条例制定から 2 回目となる検証及び見直しを行いました。

2. 検証経過

平成 30 年 4 月より、議会運営委員会を月 1 回程度開催し、条文ごとに達成度や現状及び課題を確認する検証シートを使って、改善すべき項目を洗い出し、その対応策について協議を重ねました。

3. 検証結果

改善等の見直しが必要となった条項と内容は下記のとおりです。なお、◎印の条文については、平成 30 年 12 月定例会初日に条例改正案を提出し、全会一致で可決しました。また、※印の条文については、条例改正は行いませんでしたが、運用を改善していくこととしました。

条項	見出し	見直しの内容
※第 3 条 第 8 項	議会の活動原則	正副議長選出の透明性の確保について、正副議長選挙前の本会議休憩中に行っている立候補表明等をインターネットで中継することとしました。
◎第 5 条 第 2 項	議員の活動原則	議長及び委員長の秩序保持権等について、義務的な表現で規定されていたものを、主体的な表現にすることとしました。
◎第 6 条 第 2 項	市民参加及び情報公開	本会議及び委員会のインターネット中継について、努力的な表現で規定されていたものを、主体的な表現にすることとしました。 また、委員長の許可制であった委員会の傍聴について、許可手続きを不要とするように委員会条例を改正しました。
※第 9 条 第 3 項	市長等と議会及び議員 の関係	市長等の反問権について、質問の主旨等の聞き直しに限定していたものを、建設的な反論や意見は認めることとしました。
◎第 11 条	議決事項の追加	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により「障害福祉計画」に障害児福祉計画を加えて、「障害福祉計画・障害児福祉計画」としました。
◎第 18 条 第 1 項	議員の政治倫理	議員の政治倫理について、義務的な表現で規定されていたものを、主体的な表現にすることとしました。
◎第 22 条 第 1 項	見直し手続き	検証の時期について、任期 4 年目に検証すると前回改正したものを、検証及び見直しにより改善したことを任期中に実施できるように、任期 3 年目に検証を行うこととしました。

※改正の内容については、別紙の新旧対照表をご覧ください。

平成30年度 議会基本条例検証の取り組み経過

- 平成30年 4月 5日 議会運営委員会
- ・検証スケジュールの協議、決定
 - ・検証シートを用いて検証することの協議、決定
- 平成30年 5月 23日 議会運営委員会
- ・検証シートを用いて達成度、現状、課題について意見を出し合う
- 平成30年 7月 5日 議会運営委員会
- ・検証シートを用いて達成度、現状、課題について意見を出し合う
- 平成30年 8月 21日 議会運営委員会
- ・論点になっている項目の改善策の方向性を協議
- 平成30年 10月 2日 議会運営委員会
- ・これまでの協議の内容を踏まえての基本条例改正案を協議、決定
- 平成30年 11月 5日 議会運営委員会
- ・議会基本条例実施要項の検証
- 平成30年 12月 3日 第272回12月定例会の初日に議会基本条例の一部を改正する条例案を議会運営委員会提出議案として提出し、全会一致で可決
- 平成31年 1月 17日 議会運営委員会
- ・議会基本条例実施要項の改正を協議し決定

加西市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成30年12月3日改正）

改正後	改正前
<p>(議員の活動原則) 第5条 (略) 2 議員は、議長又は委員長の秩序保持等、議事進行権を<u>尊重</u>します。</p>	<p>(議員の活動原則) 第5条 (略) 2 議員は、議長又は委員長の秩序保持等、議事進行権を<u>尊重しなければなりません。</u></p>
<p>(市民参加及び情報公開) 第6条 (略) 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット<u>配信</u>します。</p>	<p>(市民参加及び情報公開) 第6条 (略) 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット<u>配信に努めます。</u></p>
<p>(議決事項の追加) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとし、 (1)～(4) (略) (5) 障害福祉計画・<u>障害児福祉計画</u></p>	<p>(議決事項の追加) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとし、 (1)～(4) (略) (5) 障害福祉計画</p>
<p>(議員の政治倫理) 第18条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう<u>行動</u>します。</p>	<p>(議員の政治倫理) 第18条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう<u>行動しなければなりません。</u></p>
<p>(見直し手続) 第22条 議会は、一般選挙を経た任期<u>2年</u>経過後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。</p>	<p>(見直し手続) 第22条 議会は、一般選挙を経た任期<u>3年</u>経過後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。</p>